日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（東京消防庁企画調整部企画課）…一

告示

○令和八年東京都告示第四百五十三号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正……（主税局徴収部徴収指導課）…一

○国土調査としての指定……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…一

○保安林の指定予定…（産業労働局農林水産部森林課）…一

○都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…三

○公有水面埋立工事のしゅん功認可……（港湾局離島港湾部管理課）…四

規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百五十七号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第四の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

3　適用日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償（適用日から施行日の前日までに係る分に限る。）は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

◉東京都告示第千四号

令和八年東京都告示第四百五十三号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

表株式会社ＮＴＴドコモ千代田区永田町二丁目十一番一号の項中「株式会社ＮＴＴドコモ」を「株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ」に改める。

◉東京都告示第千五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査（地籍調査）として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

一　国土調査指定年月日　令和八年八月二十七日

二　調査を行う者の名称　目黒区

三　調査地域　目黒区碑文谷一丁目の一部
目黒区目黒本町二丁目の一部

四　調査期間　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◉東京都告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林予定森林の所在場所

青梅市畑中二丁目一〇三四番一

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◉東京都告示第千七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

一　路線名　八王子武蔵村山

二　変更の区間　昭島市中神町字東新畑千百六十七番三地先から同所千百六十六番二地先まで

三　変更の概要　別図表示のとおり

別図

都道八王子武蔵村山線区域変更略図

昭島市中神町字東新畑地内

都道
市道
編入区域

延長　四二・二三メートル
面積　七四・八六平方メートル

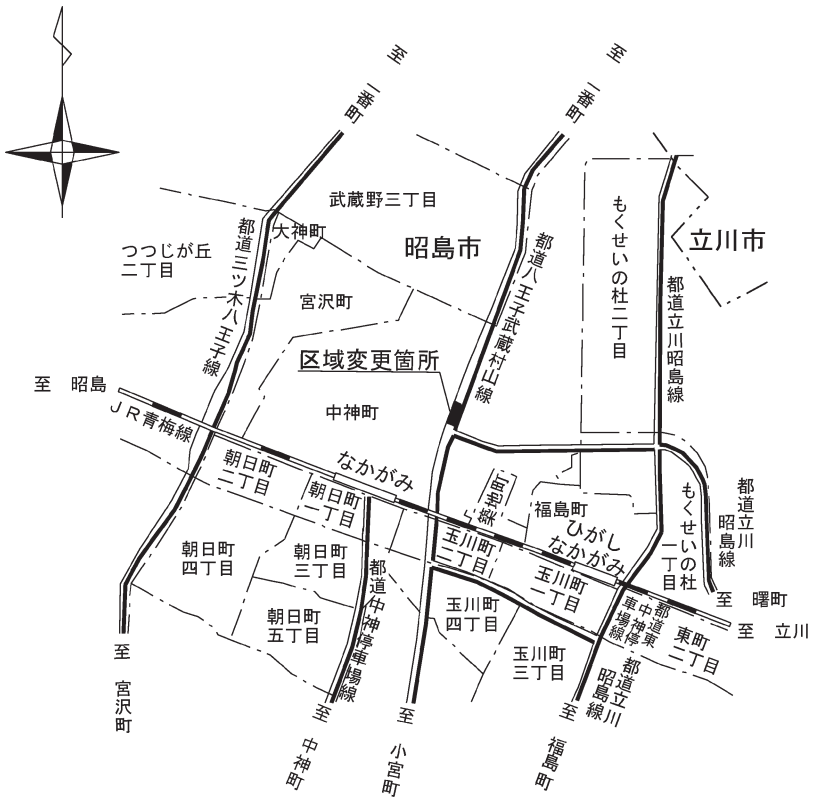

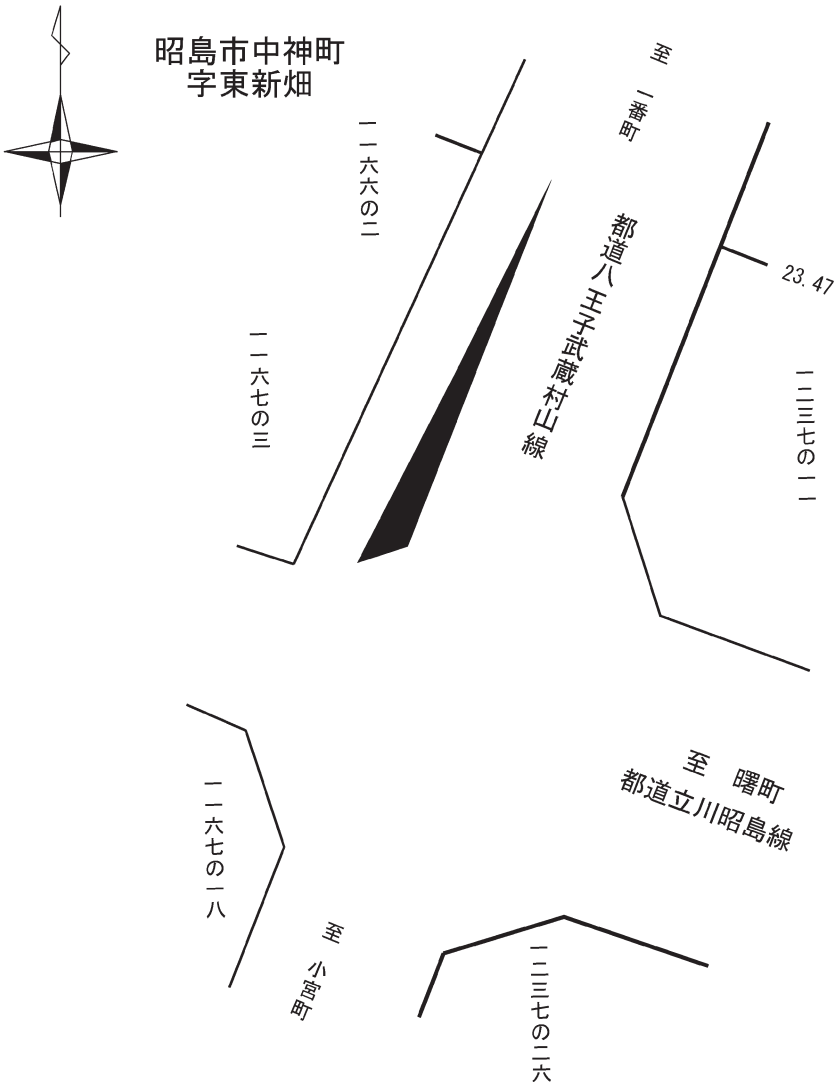

◉東京都告示第千八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項の規定に基づき、岡田漁港漁港区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月二日

東京都知事　小　池　百合子

一　しゅん功認可年月日

令和八年十月二日

二　しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者　東京都知事　小池　百合子

三　埋立区域

㈠　位置

大島町岡田漁港漁港区域内船揚場地先公有水面

㈡　区域

次の各地点を順次に結んだ線及び③の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点　基準点（T・3）（北緯三四度四七分二一・二〇秒、東経一三九度二三分二四・三四秒）から一一三度五〇分一七・一二秒九五・七三六メートルの地点

②の地点　①の地点から六一度四六分二三・八四秒二九・〇二二メートルの地点

③の地点　②の地点から二三二度三三分三八・九二秒二九・四〇三メートルの地点

㈢　面積

六八・三六平方メートル

四　埋立地の用途

漁港施設用地

五　埋立ての免許の年月日及び番号

令和五年十月十三日　五港島管第五百九十一号

六　法第二十二条第三項の市町村

大島町

発行　東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号　163-8001

定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号　113-0001

FSC ミックス紙 FSC® C006270
リサイクル適性Ⓐ